

## 第72号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年10月27日

品川区長職務代理者

品川区副区長 桑 村 正 敏

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年品川区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第7条中「、次に掲げる」を「、第2条第1号から第3号までに規定する」に改め、同条各号を削る。

第14条第2号中「第28条の5第1項または第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項の規定により採用された」に改める。

### 付 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3

年法律第63号) 附則第6条第1項もしくは第2項または附則第7条第1項  
もしくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、同法による改正  
後の地方公務員法(昭和25年法律第261号) 第22条の4第1項または  
第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、改正後の職員  
の育児休業等に関する条例の規定を適用する。

(説明) 職員の定年引上げ等に伴い、育児休業等を行うことができる職員を  
見直す必要がある。